

Title	〔労働法・経済法 一〇二〕消費者による公正競争規約の認定に対する不服申立
Sub Title	
Author	金子, 晃(Kaneko, Akira) 社会法研究会(Shakaiho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1974
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.47, No.11 (1974. 11) ,p.76- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19741115-0076

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

であるが、新株引受権の帰属主体の問題は社団法上の問題である。それぞれ問題に応じて利益較量は区別されなければならない。プレミアム含みで取引された場合は、なるべく新株或いはその利得は譲受人に帰属するという当事者間の合意があつたとの解釈によつて譲受人を保護することは賛成だが、しかし、法定の資格条件を充たすことなく、権利に眠る者としては、社団法的権利としての新株引受権がなおその者にあるという説明には、賛同を表し難い。

本件判旨は、商法二八〇条ノ四を会社免責規定と解釈し、新株引受権の帰属についてはこれと異なるものとして、失念株主に新株引受権の帰属することを認めている。しかし、実質株主たる譲受人を

新株引受権者として認めていながら、譲受人の譲渡人に対する返還請求に対して、準事務管理をも、不当利得をも否定し、しかもその上に他の根拠を示すことを欠いている。そうだとすれば、そのように譲受人に新株引受権を認めたとところで無意味ではないか。結局判旨は、証券取引所における統一慣習規則を適用することによつて問題の解決をはかつているが、しかし、統一慣習規則の適用の及びえないような失念株のケースにおいては、結局失念株主の保護は否定されることになるのではないであらうか。

黄 清 溪

〔労働法・経済法 一〇二〕 消費者による公正競争規約の

認定に対する不服申立

ジュリス表示事件
東京高等裁判所昭和四
九・七・一九判決
判例時報七四六号六頁

〔事 実〕

果汁飲料の表示に関する公正競争規約（以下果汁規約という）の設

定の準備が、昭和四二年一月頃から業界で始められ、昭和四五年六月二五日、業界より公正取引委員会に認定の申請がなされた。同年七月二二日、公正取引委員会は、果汁規約案について公聴会を開催し、四六年三月二日原案の一部を修正のうえ果汁規約を認定し、

三月五日告示した。

これに対し、主婦連合会およびその代表者会長は、景品表示法第一〇条第二項第一号ないし第三号の要件に該当せず、本件認定は違法であるとして、景品表示法第一〇条第六項に基づいて、公正取引委員会に対して、不服申立てをおこなつた。

公正取引委員会は、「不服申立人ら自身の具体的、個別的な権利

ないしは法律上の利益が必然的に侵害されるというものではなく、かつ、右同法第一〇条第二項第二号において、「一般消費者：…の利益を不当に害するおそれがない」ことを規定しているのは、公正競争規約の要件を定めたものであつて、それがただちに一般消費者に對し、不服申立ての資格を付与したものと解すべきではない。また、景品表示法に民衆訴訟制度の定めのない以上、かかる主張の限りにおいては、不服申立ての資格は認められない」として申立てを却下する審決を下した。

主婦連合会とは、この審決を不服として、同年四月二日、東京高裁に審決取消請求訴訟を提起した。東京高裁は、公正取引委員会の審決を全面的に認める判決を下した。

なお景表法一〇条は第一項で、「事業者又は事業者団体は、公正取引委員会規則で定めるところにより、景品類又は表示に関する事項について、公正取引委員会の認定を受けて不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するための協定又は規約を締結し、又は設定することができ、これを変更しようとするときも同様とする」と規定し、第二項で認定の条件として「一、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するために適切なものであること。二、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。三、不当に差別的でないこと。四、公正競争規約に参加し、又は公正競争規約から脱退することを不当に制限しないこと。」を挙げ、第六項で、「第一項の規定による公正取引委員会の処分について不服があるものは、第四項の規定による告示があつた日から三〇日以内

に、公正取引委員会に對し、不服の申立てをすることができる。この場合において、公正取引委員会は、審判手続を経て、審決をもつて、当該申立てを却下し、又は当該処分を取り消し、若しくは変更しなければならぬ。」と規定している。

〔判旨〕

一 景表法一〇条二項二号にいう一般消費者の利益とは、国民の消費者としての面に着目して消費者である限り何人でももつ利益をいうものであり、消費者たる各人が他の消費者と全く同様に共通して有する利益であつて、その意味でこれを他から區別して特定の個人が特別に有する利益ということとはできず、究極において公益ないし国民一般の利益というに帰する。なる程、果汁等飲料の消費者は、果汁等を飲用するという点において、その他の飲料の消費者と區別された特定の範囲の者であるということはできようが、しかし、右の者らも結局は果汁等飲料の消費者にすぎないのであるから、果汁等飲料の消費者を右のように區別してみても、そのことによつて当然にはこれらの者を他から區別された特定の権利者とするにはならず、所詮広狭の差にすぎない。

二 景表法は独占禁止法の特別法であるが、独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進することを直接の目的とするものであり、この目的を達成することによつて一般消費者の利益はおのずから確保されるものとの建前に立つものであり、景表法はこの不公正な取引方法の一つであるいわゆる顧客の不当誘引のうち不当景品類の提供及び不当な表示を定型化してこれを防止し、それによつて公正な競争

を確保することを直接の目的とし、その目的を達成することによつて一般消費者の利益は当然保護されるものとするのであつて、その点において、両者の建前は固より同一である。従つてここでは一般消費者の保護は右の直接の目的をおして得られる間接の目的たる地位に止まるものであることは否定しえないところである。そしてこの目的の達成のためには、先ずもつて公正取引委員会が、その法によつて付託されたところに基つき正当にその権限を行使すべきものとしていたのであつて、その権限の行使は直接事業者に対する所定の事項の禁止ないし排除に向けられるのであり、それによつて事業者が、それがなければ本来自由なるべき事業活動を規制され、その有する権利、利益が害される場合において、その者に不服申立による救済を保障しているというのが、その基本的構造である。公正取引委員会の公正競争規約の認定は、一面において事業者の事業活動を制約するとともに、他面において認定された規約の限度においては不公正な取引方法たる顧客の不当誘引にならないとする効果を有することは所論のとおりであるが、右認定が正当になされなかつたとしても、一般消費者としては、正当な認定がなされれば得られるべき利益を得られないというだけで、その本来有した地位に消長はなく、すでに有する利益を害されるものとするとはできないのである。その意味で一般消費者に不服申立を認めないとしても、著しく正義に反すると非難することはできない。たしかに原告ら主張のような必要からすれば一般消費者に不服申立の資格を認めるのが望ましいといひうるかも知れない。しかし、その必要があるからと

いつて、前記のような制度の本質を超えて直ちに一般消費者に不服申立を認めることはできないのであり、これを認めるためには明文の規定を要する。

三 不服申立人がその権利ないし法律上保護された利益を侵害されたとして行政処分に対し不服申立のできるためには、右の権利ないし利益は具体的にしかつ個人的なものであることを必要とする。

原告の主張する権利ないし利益なるものは、すべての消費者一般に通ずる権利ないし利益であつて、他から区別されるべき特定の個人的利益とはいえないものであり、いわば保護されるべき地位において有する事実上の利益という程のことに歸し、認定によつてもたらされる公正な競争を通して期待される消費者の事実上の利益であつて、結局一の反射的利益にすぎないと解せざるを得ない。

四 原告主婦連合会の目的ないし活動からみて本件認定を争うにつき不服申立資格を認めるべきであるとの主張は、同原告が具体的な個人的権利の侵害を前提とするものであれば、その侵害されるおそれのある権利ないし利益は具体的にかつ個人的なものであるといえないから、この主張は理由がない。また、右の主張が具体的な個人的権利ないし利益の侵害の有無にかかわらず同原告が不服申立資格を認められるべきであるという趣旨であるとすれば、結局同原告に対し本件認定に対し民衆訴訟を認めるべきであるという主張に帰するが、これを認めるべき根拠規定は存在しない。

〔評釈〕

判旨反対。

一 本判決は、行政処分に対する不服申立制度、公正取引委員会の行政処分と不服申立人の資格、これらに関連して独占禁止法および景品表示法⁽¹⁾の目的、競争秩序あるいは自由・公正な競争と消費者の地位および利益等に関して基本的な問題を提起しているが、本判決を讀んでまず感じるのは、独占禁止法および景品表示法の目的が正しく理解されていない、したがって自由かつ公正な競争と消費者の利益および地位も正しく理解されていないということ、不服申立制度がきわめて保守的に理解されているということである。評者は既に本件に関する諸問題について基本的な考えを他の場所で述べたことがあるので⁽²⁾ここでは紙幅の関係もあり、独占禁止法および景品表示法の目的、および公正かつ自由な競争と消費者の利益と地位を中心に評釈することにする。

二 判決は、独占禁止法および景品表示法は、「公正かつ自由な競争を促進することを直接の目的とするものであり、この目的を達成することによつて一般消費者の利益は、おのずから確保されるものと建前に立つものである」、したがつて、「一般消費者の保護は右の直接の目的をとおして得られる間接の目的たる地位に止まるものである」と述べている。この考え方は、最終的には、「商品を正しく特定させる権利、よりよい取引条件で果汁を購入する利益、果汁の内容について容易に理解することができる利益ないし表示により内容を知つて果汁を選択する権利」を、「保護されるべき地位において有する事実上の利益」という程のことに帰し、認定によつてもたらされる公正な競争を通して期待される消費者の事実上の利益であつて、結局一

の反射的利益にすぎない」と理解することになる。

そもそも、独占禁止法の目的を「直接」、「間接」という言葉で把へること自体がきわめて危険、否、むしろ誤りである。「公正かつ自由な競争」と「一般消費者の利益」は、独占禁止法および景品表示法においては、手段的、目的と究極的、目的の関係にあるのである。すなわち独占禁止法は、「公正かつ自由な競争」を、「一般消費者の利益」を含めた経済的に望ましい成果（国民経済の民主的で健全な発展）を達成する最も適切な手段として採用したのである。「公正かつ自由な競争」の維持それ自体が目的のではない。だからこそ、「公正かつ自由な競争」の維持によつては、望ましい経済的成果が達成されない場合には、国は他の政策手段を採用しているのである（いわゆる規制産業（regulated industries）を考へよ）。もし「公正かつ自由な競争」それ自体が法の究極的な目的であるならば、例外は許されないはずである。この点で、判決の立場は、まさに逆立しているといわざるを得ない。

次に判決は、「公正かつ自由な競争」によつて得られる消費者の利益は、「個人的利益ではなく、一般的利益であつて、この利益は本来私人等特定の権利主体の権利・利益を個別に保護するためにある争訟制度によつて保護されるべき利益ではない」と述べているが、この点も、「公正かつ自由な競争」と消費者の利益および地位との関係を正しく理解しない結果である。

すでに述べたように、公正かつ自由な競争の維持→経済的に望ましい成果の達成→一般消費者の利益の確保という図式が成り立つ。

この図式は、個々の消費者およびその具体的利益と決して無関係に成り立つのではない。また個々の消費者は、公正かつ自由な競争によつて反射的利益を受けるといふ消極的立場におかれているのでもない。むしろ競争を支える積極的立場にある。

すなわち、公正かつ自由な競争秩序の維持は、商品取引の最終段階におかれている個々の消費者が、不当な景品類や表示に惑わされることなく、商品についての正確かつ完全な知識を持ち、それに基ついて自己の望む商品を自由を選択する自由が存在してはじめて達成されるのである。消費者主権が市場経済の根幹といわれるゆえんである。このように商品についての正確かつ完全な知識に基づいて消費者が商品を選択するところに、まさに事業者間の公正かつ自由な競争が確保される。

このようにして確保された公正かつ自由な競争は、単に一般消費者の利益を保護するだけでなく、公正かつ自由な事業者間の競争を通じて、個々の消費者が、自己の望む商品（品質をも含めて）を、それに応しい条件（当該商品の品質ならびに企業の効率および能率を反映した価格をも含めて）で購入する具体的利益を、個々の消費者に与えている。

要するに、不当な景品または表示が行われ、公正かつ自由な競争が阻害された場合には、個々の消費者は、本来望んでいない商品を買わされるといふ具体的不利益（誤認により正しい商品選択が行ない得ないという不利益⁵⁾）を受けるだけでなく、商品の品質および事業者の経済的効率に基づく競争の停止による具体的不利益を受けるので

ある。具体的には、誤認がなければ、競争原理が作用しより安い価格（条件）で購入することができる。特に後者の不利益は、自己の注意だけでは排除することはできず、他の多数の消費者が、不当な景品類や表示に惑わされることなく行動することによつて排除することができる。すなわち、公正かつ自由な競争の確保によつて排除され得るのである。

かくして前述の図式は次のように書き改められる。正確かつ完全な商品知識に基づく個々の消費者の自由な商品選択↓事業者間の公正かつ自由な競争↓経済的に望ましい成果↓一般消費者の利益↓個々の消費者が自己の望む商品をそれに応しい条件で購入する自由および利益↓事業者間の公正かつ自由な競争。この循環がまさに競争のメカニズムであり、この競争のメカニズムを全体として法的に保護しているのが独占禁止法であり、景表法である。したがつて、両法の保護法益が一般消費者であるか個々の消費者であるかといった二者択一的な理解の仕方は、競争のメカニズムを正しく理解していないものといわなければならない。両利益が分離できないところが独占禁止法および景品表示法の特長性である。

さて以上に検討したところから明かなように、公正かつ自由な競争により得られる個々の消費者の具体的利益、すなわち自己の望む商品をそれに応しい条件で購入する個々の消費者の具体的利益およびこれを実現するための正しい商品知識を与えられる利益は法が保護している利益ないしは法的保護に値する利益といわなければならない。

三 一般に行政庁の処分に対する不服申立制度の目的は、違法または不当な行政処分によつて国民が権利・利益を侵害された場合、当該個人の権利・利益の保護を図ると同時に、それを通じて正しい行政を確保するための制度であると理解されている。⁽⁶⁾そして不服申立をなし得るものは、違法または不当な行政処分によつて、権利または法的利益を侵害されたものである。このように不服申立制度は、単なる個人の権利・利益の保護でもなければ、また正しい行政の確保だけを目的にしたものではない。個人の権利・利益の保護を通じての正しい行政の確保という点に不服申立制度の特徴がある。嚴格にかつ制限的に個人の権利・利益を把えれば、正しい行政の確保が狭められ、本来の目的を失うし、逆に個人の権利・利益を一般的・抽象的な場合にまで広げれば、⁽⁷⁾乱訴の弊害が生ずるのである。問題は、不服申立制度によつて保護するに値する権利・利益が他の人が有しているか否かであろう。この場合、その権利・利益が他の多くの人々と共通に有するものであるか否かを考慮すべきではない。たとえ他の多くの人々に共通する権利・利益であつても、それが社会生活上の重要な権利・利益であつて、個々人に保護するに値する権利・利益であれば十分である。このことは不服申立制度の目的が正しい行政の確保であることから当然である。

このように考えてくれば、判例とは逆に、本件において不服申立人には、不服申立制度によつて保護されるべき利益を有しているという結論に導かれる。

金子 晃

- (1) 拙稿「ジュース審決について」公正取引二七四号二頁以下。
- (2) 今村成和「消費者の権利と不服申立資格」ジュリスト五七〇号九二頁参照。
- (3) Kayson & Turner, Antitrust Policy, 1950, P. 45.
- (4) 拙稿・前掲論文五頁以下参照。
- (5) 鈴木深雪「内田MFC研究所事件」公正取引二五九号三五頁。
- (6) 南博方「行政不服審査の種類および審査庁」行政法講座三卷行政救済六八頁。
- (7) この点は「消費者被害と不服申立」法律のひろば一九七四年二月号で論じたので、参照されたい。